

# 知的財産権に関する 相談窓口をご活用ください

文京区経済課では東京商工会議所文京支部と連携し、**文京区内で事業を営んでいる皆さまを対象として、創業や経営に関する相談窓口を設置しています。**

現下の経済変動により様々な影響を受けている皆さまへ、弁理士による知的財産権に関する相談窓口も併設しております。皆さまが企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題はもちろん、知的財産権を上手く活用した事業戦略の提案を弁理士がサポートいたしますので、この機会にぜひご利用ください。

## 知的財産権とは？

人の創造的活動や事業活動において生み出される様々なアイデアや創造物、情報などを権利として保護するものです。模倣防止のために独占権を得たり、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持すること等、産業の発展にさまざまな影響をもたらすことができます。

## ◆日時◆ 毎月第3火曜日 13時～17時(最終16時～)

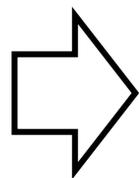
### 令和8年度の詳細日程 (予定)

4月21日(火)	8月18日(火)	12月15日(火)
5月19日(火)	9月15日(火)	2027年1月19日(火)
6月16日(火)	10月20日(火)	2027年2月16日(火)
7月21日(火)	11月17日(火)	2027年3月16日(火)

※1回のご相談時間は50分間です。

※事前予約が必要です。

お申込用紙は裏面です。



## — ご相談いただく際の注意事項 —

- ※東京商工会議所の会員の方、会員でない方を問わずご利用可能です。
- ※ご相談内容は『知的財産権に関する内容』に限ります。裏面の「相談内容」欄に相談事項を記載してください。相談員は誠意をもって対応いたしますが、相談内容によっては回答できることに限度があり、ご相談に応じかねる場合もありますので、予めご了承ください。
- ※最終的な意思決定、経営判断は相談者ご自身でお願いします。当所での相談・支援はそのための各種アドバイス等となります。相談・支援の内容、助言・アドバイスの有無によっていかなる損害が発生した場合でも、一切賠償責任を負いません。
- ※調停や裁判で係争中等、トラブルに関する仲裁は、当相談窓口では受け付けておりません。当相談窓口では、契約書や許認可書類等の作成におけるアドバイスは行いますが、作成代行はいたしません。また、相手方との交渉や仲介、特定企業の紹介、あっせんは行いません。



# －相談の流れ－

- ①下記「弁理士相談 利用希望表」に必要事項をご記入いただき、FAX・メール等でお申込みください。もしくは直接お電話（03-3811-2683）にて予約いただいても構いません。
- ②当所より、予約内容確認の電話を差しあげます。  
※混雑状況により予約時間の変更をお願いする場合があります。
- ③当日は、東京商工会議所文京支部窓口までお越しくください。
- ④ご相談時間は50分間です。時間厳守にご協力をお願いいたします。

## 「弁理士相談 利用希望表」

東京商工会議所文京支部 行き

FAX：03-3811-2820

MAIL：bunkyo@tokyo-cci.or.jp

フリガナ 事業所名		業種	
代表者名		従業員数	人
所在地	〒 文京区  TEL - -		
希望日	月 日 ( )		
希望時間 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 午後1時00分～1時50分 <input type="checkbox"/> 午後2時00分～2時50分 <input type="checkbox"/> 午後3時00分～3時50分 <input type="checkbox"/> 午後4時00分～4時50分		
相談内容 (可能な限り 具体的に)	例：特許申請手続きについて、商標権の活用・トラブルについて など		

※受付後こちらから電話差し上げます。参加券等は発行いたしません。当日は直接窓口へお越しくください。  
※ご記入いただいた内容は、本相談に利用するほか、東京商工会議所からの各種情報提供のため利用することがあります。